

広域防災に係る相互応援に関する覚書

旭川市と上富良野町（以下「提携市・町」という。）は、防災に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、平常時及び災害時における防災に関して国、道と連携を図るとともに、提携市・町が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減を図り、もって提携市・町住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第2条 提携市・町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るために、次の各号に掲げる事業を実施するよう相互協力に努めるものとする。

- (1) 防災関係資料及び情報の提供
- (2) 提携市・町のそれぞれが実施する防災訓練等への協力参加
- (3) 十勝岳噴火災害等の広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- (4) その他この覚書の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互協力）

第3条 提携市・町において災害が発生し、被害を受けた提携市・町（以下「被災市・町」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携市・町が加入する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」その他の災害応援協定に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携市・町に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された提携市・町は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣

- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
 - (3) 被災市・町に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
 - (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
 - (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
- （応援要請手続）

第5条 被災市・町が応援の要請を行う場合は、次の事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号の定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

（応援のため派遣された職員の指揮）

第6条 応援のため派遣された職員は、原則として被災市・町の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費は、応援を受けた被災市・町において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市・町において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市・町の求めにより、応援を行った提携市・町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市・町と応援を行

った提携市・町が協議して定めるものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災市・町との連絡が取れない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする提携市・町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第5条の規定による被災市・町の長から要請があったものと見なす。
- 3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする提携市・町の負担とする。

(連絡担当部局)

第9条 提携市・町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この覚書の有効期限は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に1年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする。

(その他)

第11条 この覚書の実施に関する必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は、提携市・町が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、提携市・町の市長及び町長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月25日

旭川市 旭川市長 西川 将



上富良野町 上富良野町長 向山 富夫



広域防災に係る相互応援に関する覚書実施細目

(主旨)

第1条 この実施細目は、広域防災に係る相互応援に関する覚書（以下「覚書」という。）第11条の規定に基づき、覚書の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費負担の内容等)

第2条 覚書第7条第1項に規定する応援を受けた被災市・町が負担すべき経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援を行った提携市・町が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲の額
 - (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) その他覚書に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額
- 2 覚書第7条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った提携市・町は、当該経費の額を、市又は町の長名による請求書により関係書類を添付の上、応援を受けた被災市・町に請求するものとする。
 - 3 応援職員がその応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った提携市・町の負担とする。ただし、派遣場所において応急手当をした場合の経費については、応援を受けた被災市・町の負担とする。
 - 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市・町がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの及び応援を受けた被災市・町への往復の途中において生じたものについては、応援を行った提携市・町が賠償責任を負う。

5 前2項の規定により難いときは、応援を行った提携市・町及び応援を受けた被災市・町が協議して定める。

(応援職員の身分表示等)

第3条 応援職員は、応援を行った提携市・町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備、当座の食糧等を携行するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 覚書第9条第1項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話番号（勤務時間外の場合も含む。）をあらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(有効期限)

第5条 この実施細目の有効期限は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に1年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする。

(その他)

第6条 この実施細目の実施に関して必要な事項及びこの実施細目に定めのない事項は、提携市・町が協議して定めるものとする。

この実施細目を証するため本書2通を作成し、提携市・町の市長及び町長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月25日

旭川市 旭川市長 西川 将



上富良野町 上富良野町長 向山 富

